

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年12月定例会

| | | | | | | |
|---|---|-------------------------------|---|----|-----|------|
| | 議案第70号 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 政策等の区分 | 計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ） | | | |
| 〈政策等の概要〉 | 〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 | | | | | |
| 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項等を定めるもの | 近隣市においては規則を改正し号給を変更することにより対応している事例が多いが、全国的には、今回の改正内容と同趣旨の規定を条例に設けている市町村も見受けられる。 | | | | | |
| | 〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） | | | | | |
| | 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | |
| 〈政策等を必要とする背景〉 | 〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 | | | | | |
| 令和3年10月より、大阪府の最低賃金額が大幅に上昇し、現行の条例による会計年度任用職員の報酬額では、当該最低賃金額を下回る場合が生じた。 したがって、最低賃金法の趣旨に鑑み、最低賃金水準に満たない給与を是正するため、条例改正を行い、早急にこの状況に対応する必要がある。 | 別紙参考資料のとおり。 | | | | | |
| 〈提案に至るまでの経緯〉 | 〈総合計画等の整合〉 | | | | | |
| 令和3年10月1日、令和3年度の大阪府最低賃金が発効し、当該最低賃金の額が964円から992円へ上昇した。 | “かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ） | 5 働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている | | | | |
| | ○その他の計画（該当する場合のみ） | | | | | |
| | 計画名称 | | | | | |
| | 策定年度 | | | | | |
| 〈市民参加の状況〉 | 計画期間 | | | | | |
| 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） | | | | | | |
| | 〈政策等の実施時期〉 | 令和3年10月1日、公布の日 | | | | |
| | 担当部局 | 担当課 | 添付資料（有の場合は、その名称） | | | |
| | 総務部 | 人事課 | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等 | | | |

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

1. 条例改正の目的

本市会計年度任用職員の給与については、交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において定める給料表に基づき決定しているが、令和3年10月1日から大阪府の最低賃金額が時間額「964円」から「992円」に引き上げられ、現行の給与額では大阪府の最低賃金額を下回るケースが出てきた。

そこで、最低賃金法は地方公務員への適用が除外されているが、同法の趣旨を鑑み、本市会計年度任用職員の給与額の見直しが必要であると考えことから条例改正を行う。

2. 条例改正の内容

会計年度任用職員の給与額の1時間単価が大阪府の最低賃金額を下回るときは、当該最低賃金額を考慮して任命権者が給与額を決定することができる旨の規定を設ける。それと併せて、関連規定の所要の文言等の整備を行う。

3. 施行日

公布の日とし、上記規定及びその関連規定については、令和3年10月1日に遡及して適用する。

4. その他

(1) 大阪府の最低賃金額を下回る給与

時間額で給与を定めるパートタイム会計年度任用職員のうち給料表1号給の適用を受ける者の給与（時間額「987円」）

(2) 上記(1)の者に対する条例改正後の給与（案）

上記規定により、大阪府の最低賃金額を考慮し、時間額「993円」とすることを想定

議案第70号 参考資料

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

新 旧 対 照 表

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>（地域別最低賃金との関係）</u></p> <p><u>第5条の2 前2条及び第16条の規定を適用して算出した同条において準用する交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額が、大阪府の地域別最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金をいう。以下同じ。）の額を下回るときは、前2条の規定にかかわらず、当該フルタイム会計年度任用職員の給料については、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定するものとする。</u></p> <p>（給料の支給方法）</p> <p>第6条 <u>給与条例</u></p> <p>_____第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定める当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。<u>ただし、当該額及び第26条第1号の規定により算出した同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回るときは、当該パートタ</u></p> | <p>（給料の支給方法）</p> <p>第6条 <u>交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定める当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。_____</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>イム会計年度任用職員の報酬の額は、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定する額とする。</u></p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により割り振る当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。<u>ただし、当該額及び第26条第2号の規定により算出した同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回るときは、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定する額とする。</u></p> <p>3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。<u>ただし、当該額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回るときは、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定する額とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により割り振る当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 (略)</p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合とする。<u>次項において同じ。</u>）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</u></p> <p>5 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対し</p> | <p>割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合_____）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の正規の勤務時間以外の勤務時間_____が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</u></p> <p>5 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対し</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>ては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する_____規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、<u>その割合に100分の25を加算した割合</u>）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。</p> <p><u>6 第2項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</u></p> <p>（勤務1時間当たりの報酬額の算出）</p> <p>第26条 第20条から第22条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第18条第1項に規定する報酬の額_____に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の勤務形態を考慮して市長が別に定める数で除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項に規定する報酬の額_____を勤務時間等条例第3条第2項の規定により割り振る当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> | <p>ては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から<u>100分の100から100分の150の範囲内で</u>規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、<u>100分の125</u>）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。</p> <p>（勤務1時間当たりの報酬額の算出）</p> <p>第26条 第20条から第22条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の勤務形態を考慮して市長が別に定める数で除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を勤務時間等条例第3条第2項の規定により割り振る当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---------------------------------------|
| (3) 時間額による報酬 第18条第3項に規定する報酬の額 _____ | (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して 得た額 |